

作 業 環 境 調 査

動 向

有害性等の新たな知見に基づき、有害物の特別規則への追加や、管理濃度の引き下げが相次いでいる。今年度も、インジウム、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼン等の特化則への追加や、ベリリウムの管理濃度の引き下げが行われた。また、有害物の取扱い作業場では、従来、局排やプッシュ・プル換気装置を使用しなければならなかったが、作業環境評価が第1管理区分の状態を保てれば、これ以外の管理手法が認められた。また、作業環境測定の評価結果等を作業者に周知させることになり、少しずつ現場に即したような法律に改正されつつある。

結 果

年度別の事業場数、単位作業場所数および測定数を表1に示した。平成24年度は震災の影響もなくなり、平年の実施状況に戻った。平成24年度の実施事業場延数は264事業場、単位作業場所延数は1679カ所で、対前年度で事業場延数は17減の94%、単位作業場所延数は30増の102%であり、事業場数では震災前の状態にもどった。

有害要因別の単位作業場所延数は表2に示すように、粉じんと有機溶剤で66%を占め、続いて騒音が16%、特化物、金属及びその他の有害物で14%となっている。このうち、粉じんが減少している以外は、前年度より増加している。この主な要因としては、法改正により金属類や特化物の項目が拡大したことで、測定も増加したことが挙げられる。

業種・規模別の調査実施事業場数を表3に示す。138事業場の内訳をみると、教育機関関係が16事業場（12%）、食品製造業が14事業場（10%）、サービス・その他が13作業場（9%）と続いている。

規模別では、50人未満の小規模事業場は41件（30%）と最も多く、50～99人規模の事業場は39件（28%）で、100人未満の小・中規模事業場が6割弱を占めている。

有害要因別の作業環境管理区分の内訳を表4に示す。評価を行った1663単位作業場所のうち、第1管理区分が1385カ所で、全体の83%は作業環境が良好な作業場で占められている。しかし、278カ所（17%）は何らかの改善が必要な第2または第3管理区分に属し、作業環境管理面に何らかの課題が残されている。

有害要因別の測定数、単位作業場所数及び作業環境管理区分の法定項目の内訳を表5-1に、自主項

目の内訳を表5-2に示す。法定の有機溶剤では、混合溶剤が全体の55%と最も多く、単一有機溶剤では洗浄などで使用されるアセトンとメタノールの測定数が24%と多かった。特化物は、弗化水素とホルムアルデヒドで全体の59%、金属ではマンガンとニッケルで全体の52%と多くを占めた。自主項目では、アーク溶接などの自主粉じん測定が66%と大半を占め、その他の有害物ではインジウム、オイルミスト、弗化水素（自主）、アセトニトリル、硫酸などが多かった。しかし、自主測定は全測定数の18%に留まり、法定外物質であってもリスクの高い有害物質についてはさらに測定を勧奨していく必要がある。

第3管理区分（区域）に属した法定測定項目33単位作業場所のうち、有機溶剤が18カ所（55%）と最も多かったが、トルエン濃度が高くて評価を悪くした例が多く、トルエンを使用した製造業作業場の環境が好転しない状況が伺える。次に多いダイオキシン類については7カ所（21%）で、いずれも焼却炉等の清掃時の評価結果であるが、どの作業場についても完全防護で作業が行われている。続いて病院で臓器の保存等に用いられるホルムアルデヒドが5カ所（15%）で、同所の作業環境管理が今後の課題のひとつに挙げられる。

第3管理区分の単位作業場所数は、有害物では年々減少傾向を示し、環境改善が着実に進展しているが、表6に示すように、ここ数年間の作業環境管理区分の推移をみると、その傾向は鈍化してきている。この理由として、環境改善が技術的、経済的に難しい作業場が固定化していると考えられる。

改善指導の実施状況

調査結果に基づく改善指導の実施状況（第2、第3管理区分）を表7に示す。有害物の測定結果に対する改善指導件数は、保護具の着用などの作業管理対策が69件（40%）で最も多かった。続いて、局排の設置・改良など環境技術的対策に関する項目が48件（28%）であった。昨年度までは環境技術的対策項目が一番多かったが、今回保護具等の作業管理対策が逆転した。また、騒音も受音者対策の保護具着用の励行と衛生教育などの指導項目が135件（66%）と大半を占めている。前述の通り、環境改善の難しい事業場では、保護具で対応せざるを得ない状況がうかがえる。

関係の集計表は135頁に掲載